

令和4年度 第2回 四街道市安全で安心なまちづくり協議会会議録（概要）

日 時 令和4年10月6日（木）午前10時00分～午前10時30分  
場 所 四街道市役所新館5階 第1会議室  
出席者 黒田会長、中嶋副会長、石山委員、富田委員、藤田委員、小方委員、稲坂委員、海保委員、土井委員、櫻井委員、酒井委員、東委員、菅生委員、成島委員  
欠席者 成田委員  
オブザーバー 鈴木四街道警察署長、浅川警務課長、佐久間係長  
事務局 岩井総務部長、岩井自治振興課長、角川係長、濱田主査補、米ノ井主事  
淡路主事  
傍聴人 0人

—— 会議次第 ——

1. 開会
2. 議題1 四街道市犯罪被害者等支援条例（案）について  
議題2 答申（案）について
3. その他
4. 閉会

岩井課長：

皆様おはようございます。

早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より、令和4年度第2回四街道市安全で安心なまちづくり協議会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます自治振興課長の岩井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、お手元に配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、

- ・ 会議次第
- ・ 協議会委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 四街道市犯罪被害者等支援条例（案）
- ・ 四街道市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）
- ・ 答申（案）

よろしいでしょうか。

それでは会議に移ります前に、本日の会議の会議録作成のため、会議内容を録音させていただきます事をご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日、鈴木市長は、公務につき、欠席となります事をご報告させていただきます。

本日の出席者は14名、定足数に達しております。これにより本会議は成立いたしました。それでは、お手元の会議次第により進行させていただきます。

一点、ご報告させていただきます。

この秋の人事異動に伴い、オブザーバーのお立場で会議に出席いただいております降幡警務課長が異動され、新たに浅川課長が、着任され

ました。

浅川課長におかれましては、引き続きオブザーバーというお立場でご指導いただければと存じます。浅川課長どうぞよろしくお願いいたしません。

それでは戻りまして、まず初めに、黒田会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

黒田会長： 本協議会は、四街道市の安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な調査や審議を行うことが、設置の目的となっております。

この後、事務局から、前回の協議会において、委員の皆様からのご指摘やご意見等を取りまとめた最終的な条例（案）をお示しいただき、本協議会から四街道市長あてに諮問に対する答申を行う予定です。

その内容につきましては、条例制定までの手続きの中で、今後、市民参加条例に基づく意見徴取を前提とした条例（案）となりますので、答申については、条例制定に至る骨子について答申としたいと考えております。

委員の皆様方よりご意見をいただきながら審議を進めてまいりたいと思います。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りますが、議事に入る前に、本日の会議は公開となっております。

傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局： 本日は、傍聴希望者がいらっしゃいません。

黒田会長： 続きまして、会議録の発言者名ですが、会議の公開に関する指針により明記することとなっておりますので、本会議においても明記するとい

うことで、委員の皆様よろしいでしょうか。

—— 異議なし ——

特にご意見等ないようですので、明記することとします。

それでは、次第の2議題1、四街道市犯罪被害者等支援条例（案）について事務局より説明願います。

事務局： —— 事務局説明 ——

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して質問がございましたらお願いします。

石山委員： 条例案は今日で決定するのか？今後のスケジュールは

岩井課長： 本日、審議いただいた条例案等に基づき整えたものを、市長に答申させていただき、その後に市民参加手続きを行い、例規審査会を経て、令和5年3月議会に諮り、令和5年4月の制定を予定しています。

石山委員： この条例は事件、事故にあった人を救済する意味があると思うが、条例を作ろうと思った背景は

岩井課長： 背景は犯罪の2次被害の防止、犯罪被害者支援の重要性が高まってきているなか、令和3年県条例が整備され、本市も犯罪被害者に寄り添い計画的な支援ができるよう、条例整備に至ったわけです。

現在条例整備されているのは2市2町だが、四街道市が整備すること

によって、この条例がスタンダードになり、県内で整備する機運が高まるのも期待している。

石山委員： この協議会にも5名の警察の方が出席している。この条例には警察との連携は誠に重要である。よろしく願います。

黒田会長： ほかにご意見はございますか。

—— 意見なし ——

それでは、以上をもちまして議題1、四街道市犯罪被害者等支援条例(案)について終了します。

次に、議題2、答申(案)の内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局： —— 事務局説明 ——

黒田会長： ありがとうございます。

このあと、慎重審議いただき、ご承認いただけましたら、本日、鈴木市長のお時間を頂戴し、私から答申書をお渡しいたします。

それでは、答申(案)につきまして、質問がございましたらお願いいたします。

—— 質問なし ——

ご質問等がないようですので、これをもって答申させていただきます。

それでは、以上をもちまして議題2、答申（案）について終了します。

次に、次第の3. その他ですが、委員の皆様から何かございますか。

石山委員： 交通事故もこの条例の対象になるのか

鈴木署長： 交通事故は過失罪なので対象にならないが、八街の事案は、自動車運転過失致死傷罪になるので対象になります。

黒田会長： その他、特に無いようですが、事務局からは何かありますか。

岩井課長： 今後の予定につきまして、簡単ではございますがご報告させていただきます。

ただいま承認いただいた答申につきましては、市民参加手続きを行い、その内容を踏まえて、整えた条例（案）を庁内の例規審査会で審査を受け、令和5年3月議会の議案として提出します。そして、議会の中で審議等いただき、議決をいただくことができれば、令和5年4月の条例制定となります。

それまでの間、条例制定に向けて、市民への広報啓発に努めてまいりたいと思います。

簡単ではございますが、今後の予定をご報告させていただきました。事務局からは以上となります。

黒田会長： ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、次第に基づく議事の進行は終了となりますので、本日の審議会につきましては、これにて終了とさせていただきます。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

以降の進行は事務局にお返しします。

岩井課長：

黒田会長、議事の進行をありがとうございました。

また委員の皆様におかれましても、ご協力を頂きましてありがとうございました。

以上をもちまして令和4年度第2回四街道市安全で安心なまちづくり協議会を終了させていただきます。